

告 示

埼玉県告示第千四十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

八潮市大字鶴ヶ曾根、大字二丁目地内の各一部

四 作業期間

令和四年八月二十四日から令和五年三月十七日まで